

H-2 銀行業

H-2 銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、銀行業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び銀行間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第1項、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第1項及び第8項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第6条第1項及び第2項、第8条並びに第9条第1項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第1項及び第2項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める事業をいう。</p> <p>2 この規約において「銀行」とは、銀行法第4条第1項若しくは第47条第1項、長期信用銀行法第4条第1項又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の免許又は認可を受けて銀行業を営む者又は農林中央金庫法に規定する農林中央金庫をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第1項に定めるものをいう。</p> <p>(顧客に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 銀行は、顧客に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する場合にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲内の景品類</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する場合にあつては、次に掲げる景品類</p> <p>「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の範囲内の景品類。ただし、取引価額が確定しない場合にあつては、施行規則で定めるきん少額の景品類とする。</p> <p>(公正取引協議会)</p> <p>第4条 この規約の目的を達成するため、全国銀行公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する銀行をもって構成する。</p> <p>3 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定する「その他規約施行規則で定める事業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第2項及び第11条、信託業法（平成16年法律第154号）第21条第1項及び第2項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第6条第3項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第4項（第9号を除く。）、第7項及び第8項に定めるものをいう。</p> <p>(顧客に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第2条 規約第3条第2号に規定する「きん少額の景品類」とは、次項に規定するもののほか、1回（景品類を提供する回数を基準とする。）につき1,500円以内のものをいう。</p> <p>2 宣伝用の物品であつて、正常な商慣習に照らして適当なもの（銀行の宣伝用物品としての貯金箱、家計簿、カレンダー、手帳、ポスターをいう。）</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 銀行は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない銀行に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わない者に対しては、除名処分することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った銀行に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従っていないと認めるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第5条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該銀行に送付するものとする。</p> <p>2 前項の銀行は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該銀行に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。</p>	<p>公正競争規約施行規則</p> <p>(運用基準の制定)</p> <p>第3条 全国銀行公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、消費者庁長官及び公正取引委員会にあらかじめ届け出て運用基準を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。</p>

